

令和8年度佐世保市 先端設備等導入促進事業補助金

「先端設備等導入計画」の認定を受けた市内中小企業者が
設備投資を行う場合に、設備導入経費の一部を補助します。

公募期間：令和8年4月1日（水）から令和9年1月29日（金）

※期間内であっても予算の上限に達した時点で受付を終了します。

制度概要	「先端設備等導入計画※」の認定を受けた市内中小企業者が、当該計画に基づく設備投資を行う場合に、設備導入に係る経費の一部を補助するものです。 (※) 先端設備等導入計画については裏面をご覧ください。										
補助対象者	次の要件を満たす者 ・本市から「先端設備等導入計画」の認定を受けた設備を導入する中小企業者 ・市税に滞納がない者 ・市内の事業所において、 <u>従業員を1名以上雇用している者</u> ・みなし大企業ではない者										
補助対象事業	本市から認定を受けた「先端設備導入計画」に基づく事業（令和7年4月1日以降の認定に限る。）のうち、以下の①～③の要件を満たし、 令和9年1月29日 までに発注・納入・検収・支払までのすべての手続きが完了するもの（リース契約は対象外） ①先端設備等導入計画の認定申請時に、 <u>年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれる</u> ことについて、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;">$\text{投資利益率} = \frac{\text{(営業利益+減価償却費)の増加額}}{\text{設備投資額}}$</div> ②設備の種類と最低価額 <table border="1" style="width: 100%;"><thead><tr><th>設備の種類</th><th>最低価額（1台1基又は一の取得価額）</th></tr></thead><tbody><tr><td>機械装置</td><td>160万円以上</td></tr><tr><td>工具</td><td>30万円以上</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>30万円以上</td></tr><tr><td>建物付属設備 (家屋と一体で課税されるものは対象外)</td><td>60万円以上</td></tr></tbody></table> ③雇用者給与等支給額を <u>1.5%以上</u> とする賃上げ方針を従業員に表明したことを先端設備等導入計画に位置付けていること	設備の種類	最低価額（1台1基又は一の取得価額）	機械装置	160万円以上	工具	30万円以上	器具備品	30万円以上	建物付属設備 (家屋と一体で課税されるものは対象外)	60万円以上
設備の種類	最低価額（1台1基又は一の取得価額）										
機械装置	160万円以上										
工具	30万円以上										
器具備品	30万円以上										
建物付属設備 (家屋と一体で課税されるものは対象外)	60万円以上										
補助対象経費	設備等の取得価額										
補助率等	補助率：対象経費の2分の1以内 補助上限額： <u>500万円</u>										

詳しくは、佐世保市ホームページをご覧ください。

(URL) <https://www.city.sasebo.lg.jp/keizai/syouko/505senntan.html>

問い合わせ

佐世保市 経済部 商工労働課

Tel : 0956-24-1111 (内線 3002)

Mail : syouko@city.sasebo.lg.jp

先端設備等導入計画

(1) 先端設備等導入計画とは

「先端設備等導入計画」は、中小企業者が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。

主な要件	内容
対象者	市内に事業所を有する、中小企業等経営強化法第2条第1項に該当する中小企業者
計画期間	計画認定から3年、4年又は5年の期間で目標を達成する計画であること。
労働生産性	計画期間において、基準年度（直近の事業年度末）比で労働生産性が年平均3%以上向上すること。 ＜労働生産性の算定式＞ (営業利益+人件費+減価償却費) ÷ 労働投入量（労働者数又は労働者数×1人当たり年間就業時間）
先端設備等の種類	労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される設備であること。 ＜減価償却資産の種類＞ 機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物付属設備、ソフトウェア
計画内容	・国の「導入促進指針」及び市の「導入促進基本計画」に適合するものであること。 ・先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

(2) 先端設備等導入計画の認定メリット

- ① 固定資産税の軽減措置を受けることができます。
雇用者給与等支給額を1.5%以上とする賃上げ方針を従業員に表明したことを「先端設備等導入計画」に位置付けることで、固定資産税の課税標準が3年間、1/2に軽減されます。
※別途、5年間1/4に軽減される要件もあります。
- ② 資金調達に際し債務保証に関する支援を受けることができます。
※信用保証協会への事前相談が必要。

(3) 認定申請の手続きについて

佐世保市ホームページ内「中小企業等経営強化法に基づく中小企業者が策定する先端設備等導入計画について」掲載していますので、ご覧ください。

(URL) <https://www.city.sasebo.lg.jp/kankou/syoko/seisanuketuke.html>